

トイレ設置基準 項目表（建築物編）

令和8年8月

公共的施設と集合住宅の名称			特定公共的施設 床面積				
			200㎡未満	200㎡以上 500㎡未満	500㎡以上 1,000㎡未満	1,000㎡以上 2,000㎡未満	2,000㎡以上
1	医療等施設	病院、診療所（入院設備あり）	■	■	■	■	◆
		診療所（入院設備なし）	*	□	■	■	◆
		助産所、施術所、薬局（医薬品の販売業を併せて行うものを除く）	*	□	□	□	□
2	公益施設	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	■	■	■	■	◆
3	福祉施設	老人ホーム、保育所、福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター	■	■	■	■	◆■
4	学校等施設	学校（幼稚園を除く）その他これらに類する施設（個人経営を除く）	■	■	■	■	◆■
		幼稚園	■	■	■	■	■
5	停車場又は発着場を構成する建築物	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの（自動車ターミナル法に基づくバスターミナル）	■	■	■	■	◆
6	自動車関連施設	自動車の駐車のための施設、自動車の停留のための施設		*※1	■	■	◆
		自動車修理工場、自動車洗車場		□	□	□	□
		自動車教習所				□	□
		給油取扱所	*	□	□	□	□
7	公衆便所	公衆便所	◆※2	◆	◆	◆	◆
8	集会施設	公会堂、集会場・冠婚葬祭施設等（一の集会室の面積が200㎡を超えるもの）	■	■	■	■	◆
		集会場・冠婚葬祭施設等（すべての集会室の面積が200㎡以下のもの）	*	*	*	■	◆
9	物品販売業を営む店舗等	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	*	□	■	■	◆
		卸売市場					□
10	飲食店	飲食店	*	□	■	■	◆
11	サービス業を営む店舗等	郵便局、銀行、質屋、貸衣装屋、理美容室、クリーニング取次店、その他これらに類するもの	*	□	■	■	◆
		学習塾、華道教室、囲碁教室、ガス・電気・電信営業所等、その他これらに類するもの（500㎡未満のフィットネスクラブ等を含む）	*	□	□	□	□
12	宿泊施設	ホテル、旅館等			*	■	◆
13	興行施設	劇場、観覧場、映画館、演芸場等			*	■	◆
14	文化施設	博物館、美術館、図書館等	■	■	■	■	◆
15	展示施設	展示場、住宅展示施設等（住宅展示施設は敷地面積）			*	■	◆
16	運動施設	体育館、水泳場、ボート場等（500㎡以上のフィットネスクラブ等及び会員制運動施設を含む）			*	■	◆
17	遊興施設	料理店			*	■	■
		キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール			*	□	□
18	公衆浴場	公衆浴場等		*	*	■	◆
19	業務施設	事務所			*	*	□
20	工業施設	工場等（自動車修理工場を除く）					□
21	公共用歩廊	公共用歩廊				*	◆
22	地下街	地下街等				*	□
23	複合施設	1から22の項に掲げる公共的施設、集合住宅				*	■□※4
24	集合住宅	共同住宅	*※3	*※3	*※3	■	■
		長屋、寮、宿舍	*※3	*※3	*※3	*	□

【凡例】

- ◆■□：①不特定多数の者が利用する便所を、原則不特定多数の者が利用する階の数以上設置
②不特定多数の者が利用する便所を設ける階ごとに車椅子使用者用便房を1以上設置
- ◆：バリアフリー法で規定
- ：世田谷区バリアフリー建築条例で付加
- ：世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例(UD)で付加

*：不特定多数の者が利用する便所を設ける場合は、車椅子使用者用便房を1以上設置(UDで付加)

【不特定多数の者】

- 「不特定かつ多数の者、又は主として高齢者、障害者」をいう。
- 以下、読み替え
- ・特定多数の者が利用する特定公共的施設の場合は、「不特定多数の者」を「多数の者」に読み替える。
- ・整備基準に適合する特定公共的施設の場合は、「不特定多数の者」を「不特定若しくは多数の者、又は主として高齢者、障害者」に読み替える。

【不特定多数の者が利用する階の除外規定】

- ・直接地上に通ずる出入口のある階で、同一敷地内の当該出入口に近接する位置に不特定多数の者が利用する便所がある
- ・不特定多数の者が利用する床面積が著しく小さい階
- ・不特定多数の者の滞在時間が短い階
- ・管理運営上やむを得ないと認められる階

【車椅子使用者用便房の設置数】

- ・便所設置階の利用部分の床面積が1,000㎡未満の場合は、当該階の床面積の合計が1,000㎡に達することに1箇所以上
- ・便所設置階の利用部分の床面積が10,000㎡を超える階がある場合は、
①10,000㎡を超え40,000㎡以下の場合は、2箇所以上
②40,000㎡を超える場合は、当該床面積に20,000分の1を乗じて得た数以上(1未満の端数は切上げ)

※1：床面積が250㎡以上かつ駐車可能台数が20台以上のもの ※2：50㎡未満は■ ※3：住戸・住室の数が20以上のもの

※4：バリアフリー法及び世田谷区バリアフリー建築条例の対象となる用途の床面積の合計が2,000㎡以上となる当該用途部分→■、それ以外→□

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令

<本文>
(便所)

第14条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、これらの者が当該便所を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める※¹配置の基準に従い、これらの者が利用する階（当該階においてこれらの者が利用する部分の床面積、当該部分の利用方法その他の事情を勘案して国土交通大臣が定める※²階を除く。）の階数に相当する数（床面積が10,000㎡を超える階がある場合にあっては、当該数に当該階の床面積に応じて国土交通大臣が定める※³数を加えた数）以上設けるものでなければならない。

2 前項の規定により便所を設ける階においては、当該便所のうち1以上（当該階の床面積が10,000㎡を超える場合にあっては、当該床面積に応じて国土交通大臣が定める※³数以上）に、車椅子使用者用便房（車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める※⁴構造の便房をいう。以下同じ。）を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上。以下この項において同じ。）設けなければならない。ただし、当該階が直接地上へ通ずる出入口のある階（第19条第1項第1号及び第2項第5号イにおいて「地上階」という。）であり、かつ、車椅子使用者用便房を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合その他の車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める※⁵場合は、この限りでない。

3 前項に定めるもののほか、第1項の規定により設ける便所のうち1以上には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上（当該便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1以上）設けなければならない。

4 前2項に定めるもののほか、第1項の規定により設ける便所であって男子用小便器を設けるもののうち1以上には、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35cm以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設けなければならない。

<要約>

第1項 階数に相当する数以上の不特定多数利用便所の設置

第2項 第1項の便所を設ける階に、車椅子使用者用便房を国土交通大臣が定める※³数以上設置（男女別の場合はそれぞれ）

第3項 第1項及び第2項の便所のうち、オストメイト対応設備が設置されている便房を1以上設置（男女別の場合はそれぞれ）

第4項 小便器を設ける場合、床置き式等的小便器（受け口の高さ35cm以下）を1以上設置

<注釈>

国土交通大臣が定める→国土交通省告示第1074号

※1 第1 不特定多数利用便所を利用する上 支障がない位置に設けることとする。

※2 第2 ①直接地上へ通ずる出入口のある階で同一敷地内の当該出入口に近接する位置に不特定多数利用便所がある
②不特定多数の者が利用する床面積が著しく小さい階③不特定多数の者の滞在時間が短い階④管理運営上やむを得ないと認められる階)

※3 第3 ①便所設置階の床面積が10,000㎡～40,000㎡以下の場合は、2 箇所以上設ける。

②便所設置階の床面積が40,000㎡を超える場合は、20,000㎡毎に1箇所追加する。

※4 第4 ①腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。

②車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

※5 第5 ①直接地上へ通ずる出入口のある階で同一敷地内の当該出入口に近接する位置に車椅子使用者用便房がある

②当該便所設置階以外の便所設置階に車椅子使用者用便房を設ける場合

第5 便所設置階の床面積が1,000㎡未満の場合は、階の床面積の合計が1,000㎡毎に1 箇所以上設ける。

世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例（世田谷区バリアフリー建築条例）

<本文>
(便所)

第9条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、出入口及び床面には段を設けないこととし（共同住宅については除く。）、並びに床の 表面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。

2 前項の便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次の 各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものでなければならない。（1）別表第3の左欄に掲げる特別特定建築物の建築の規模が、それぞれ同表の右欄に掲げる床 面積の合計である場合 ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1 以上設け、当該便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。（2）別表第3の左欄に掲げる特別特定建築物の建築の規模が、床面積の合計1,000平方メートル 以上である場合 ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと（他におむつ交換ができる場所を設ける場合を除く。）。

3 第1項の便所のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）に、車椅子使用者用便房を1以上設けなければならない。

4 第1項の便所内に車椅子使用者用便房以外の便房を設ける場合には、そのうち1以上（男子用便所及び女子用便所の区別があるときは、それぞれの便所内の当該便房のうち1以上）は、次に 掲げるものでなければならない。ただし、共同住宅については、この限りでない。（1）大便器のある便房に手すりを設けること。（2）大便器は、腰掛便座とすること。

5 第1項の便所内に床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設ける場合には、そのうち1以上は、手すりを設けなければならない。ただし、共同住宅については、この限りでない。

<要約>

第1項、4項、5項は条文とおり

第2項 第1項の便所のうち、別表3の用途・規模に応じてベビーチェア・ベビーベッドを1以上設置

第3項 第1項の便所のうち、車椅子使用者用便房を1以上設置

<備考>

・床面積が1,000㎡未満の場合は、階の床面積の合計が1,000㎡毎に1 箇所以上車椅子対応＝合計1,000㎡達しない場合、基準がかかってこない

⇒区BFは、車椅子便所を必ず1 以上設置を付加（建物に1 以上）

・中規模建築物は、条例第6条(1)「BF法施行令第14条第3項及び第4項に規定する基準によるもの」

⇒令第1項の不特定多数利用便所の設置が除外のため、区BFで付加した条例第3項「設ける場合は車椅子便所を1 以上設置」の基準となる。

世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施行規則

<本文>

別表第3 建築物に関する遵守基準（第11条関係）

8 便所

（1）不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所（以下この項において「不特定多数利用便所」という。）は、次に掲げるものとすること。

ア 出入口及び床面に段差を設けないこと。

イ 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

（2）不特定多数利用便所の数及び配置は、次に掲げるものとすること。

ア 次に掲げる建築物における不特定多数利用便所の数は、これらの者が利用する階（イに掲げる階を除く。）の階数に相当する数以上設けること。

－ 略 － 対象建築物(7)～(d)

イ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階として除くものは、次に掲げるものとすること。

(7) 直接地上へ通ずる出入口のある階であって、不特定多数利用便所を1 以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの

(7) 不特定かつ多数の者又は高齢者、障害者等（別表第1の1の部及び2の部の公共的施設のうち高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第19号に定める特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第5条第1号に定める公立小学校等を除く。）その他これらに類する施設でない施設にあっては多数の者）（以下この項において「不特定多数の者等」という。）が利用する部分の床面積が著しく小さい階、不特定多数の者等の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上不特定多数利用便所を設けられないことがやむを得ないと認められる階
ウ 不特定多数利用便所の配置基準は、特定の階に偏ることなく設けることその他の不特定多数の者等が利用する上で支障がない位置に設けること

（3）不特定多数利用便所には、次に掲げる車椅子使用者用便房（男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房）を設けること。

ア 前号の規定により不特定多数利用便所を設ける階（以下この項において「便所設置階」という。）においては、当該便所のうち1 以上（次に掲げる(7)の場合にあっては、(7)に定める数以上）に、車椅子使用者用便房を1 以上設けること。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして次に掲げる（イ）の場合は、この限りでない。

(7) 当該階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、当該床面積の区分に応じ、次のA又はBに定める数。ただし、当該数が便所設置階に設ける不特定多数利用便所（車椅子使用者用便房のみを設けるものを除く。）の数をを超える場合にあっては、当該不特定多数利用便所の数とする。こと。

A 便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以下の場合 2

B 便所設置階の床面積が40,000平方メートルを超える場合 当該床面積に相当する数に20,000分の1 を乗じて得た数（その数に1 未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数）

(イ) 車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものは、次のいずれかに該当するものとする。こと。

A 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を1 以上（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれ1 以上）設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合

B 便所設置階の不特定多数利用便所に設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の不特定多数利用便所に設ける場合

C 次のa又はbに掲げる便所設置階の区分に応じ、当該a又はbに定める場合

a 男子用の不特定多数利用便所のみを設ける便所設置階 当該不特定多数利用便所のうち1 以上（当該便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、(7)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上）に、男子用の車椅子使用者用便房を1 以上設ける場合

b 女子用の不特定多数利用便所のみを設ける便所設置階 当該不特定多数利用便所のうち1 以上（当該便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、(7)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上）に、女子用の車椅子使用者用便房を1 以上設ける場合

D 床面積が1,000平方メートル未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が1,000平方メートル未満の階の床面積の合計に1,000分の1 を乗じて得た数（その数に1 未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）（1,000平方メートル未満の便所設置階（車椅子使用者用便房のみを設ける不特定多数利用便所のみを設けるものを除く。）の階数に相当する数を超える場合にあっては、当該階数に相当する数）にア本文の規定により床面積が1,000平方メートル以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数（(イ)Aに規定する施設が(イ)Aに規定する位置にある場合にあっては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房）の数を差し引いた数）以上の車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房（男子用の不特定多数利用便所及び女子用の不特定多数利用便所を設ける階に設けるものに限る。）に男子用及び女子用の区別を設ける場合にあっては、それぞれの車椅子使用者用便房）を設ける場合

イ 前号に定めるもののほか、不特定多数利用便所を設ける場合には、当該便所のうち1 以上は、車椅子使用者用便房を1 以上設けること。

ウ 車椅子使用者用便房は、次に掲げる構造のものとする。こと。

(7) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。

(7) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

(7) 車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備及び機能を表示すること。

－ 以下略 －

<要約>

(1) ・不特定多数利用便所は、段差なし、滑りにくい仕上げ。

(2) ・不特定多数利用便所を階数以上設置 する必要がある対象建築物。

・不特定多数が利用する階の除外規定（国土交通省告示第1074号第2項）。

・不特定多数利用便所は、各階に配置。

(3) ・(2)による不特定多数利用便所に、車椅子使用者用便房を設置（男女別の場合はそれぞれ）。

・便所設置階の床面積が1,000㎡未満の場合は、階の床面積の合計が1,000㎡に達することに車椅子使用者用便房を1 以上設置。

・(2)によらず、不特定多数利用便所を設ける場合は、車椅子使用者用便房を1 以上設置。

・車椅子使用者用便房の構造。

<備考>

・(2)アに非該当の建築物は、(3)イ「不特定多数利用便所を設ける場合は、車椅子使用者用便房を1 以上設置」が基準となる。

・階の床面積が1,000㎡未満の階、階の床面積の合計が1,000㎡毎に車椅子使用者用便房を1 以上設置 ＝ 合計1,000㎡に達しない場合、基準がかかってこない ⇒UD条例で、車椅子使用者用便房を必ず1 以上設置を付加（建物に1 以上）